

イ 方募入札格決定の行争	五	四	三	二	一	行省平成条件等を次年一月とおり告示第	○財務省令第三十号～第四十三号
も各の申か込らみそのう応ち募応額募を価順格次の割高りい	価格を申込み競争するに及ぶる。 各申込み競争するに及ぶる。	債券の発行方法	振替法の適用	の法律項及び根拠	の法發行及びそ拠記	利回付債計四政回債に号法	利付債券大典（三十一年）～利付債券太郎（三十一年）
も各の申か込らみそのう応ち募応額募を価順格次の割高りい	価格を申込み競争するに及ぶる。 各申込み競争するに及ぶる。	債券の発行方法	振替法の適用	の法律項及び根拠	の法發行及びそ拠記	利回付債計四政回債に号法	利付債券大典（三十一年）～利付債券太郎（三十一年）

八	七	六
イ ロ	イ ロ	イ ロ
最	払	発
低 行 争 非 者 特 国 入 價 込 行 争 非 者 特 国 入 價 行 争 非 者 特 国		
額 入 價 ・ 別 債 札 格 入 價 ・ 別 債 札 格 行 入 價 ・ 別 債		
面 札 格 第 参 市 発 競 金 札 格 第 参 市 發 競 札 格 第 参 市		
金 發 競 I 加 場 行 争 額 發 競 I 加 場 行 争 額 發 競 I 加 場		
五 五 万 六 五 国 条 特 百 に 規 会 六 つ 定 う 額 農 募 各 当		
万 百 円 千 十 債 の 別 六 つ 定 計 十 い に ち 面 み 限 国 て		
円 四 三 二 に 規 会 十 い に に 九 て 基 、 金 の 度 債 る		
十 百 億 つ 定 計 九 て 基 関 億 は づ 財 額 応 額 市		
二 三 億 十 圓 い に に 億 は づ す 二 、 き 政 で 募 の 場		
億 十 億 、 づ す 千 額 發 法 八 面 行 第 千 額 範 特		
千 三 百 額 き る 百 面 行 律 百 金 し 四 四 を 囲 別		
七 千 百 九 面 發 法 金 し 第 五 額 た 条 百 割 内 參		
百 三 百 十 金 行 律 十 額 た 四 万 で 利 第 三 り に 加		
十 百 五 頭 し 第 五 で 利 十 円 三 付 一 十 当 お 者		
二 六 万 で 四 万 二 付 七 、 千 国 項 九 て い ご		
五 利 十 円 千 国 条 特 四 債 の 億 。 各 の		
百 付 七 九 債 の 別 百 に 規 円 申 応		

十十
 三二
 口イ一
 発
 の経利行争非者特国入価發
 払過入価・別債札格行行
 込利札格第參市發競価
 み子率發競I加場行争格日
 替
 単
 位

(一) 年
 む十式は一
 も号に、募・
 のによ払入九
 と規り込決パ
 す定算金定一
 るす出額のセ
 。るしに通ン
 期た加知ト
 日金えを
 に額、受
 払を次け
 い第のた
 込二算者
 十額五額
 一面錢面
 錢金以金
 額上額
 百の百
 円そ円
 にれに
 つぞつ
 きれき
 九の九
 十應十
 八募八
 円価円
 三格十
 平す額の振
 成るの記替
 二。整載法
 十数又の
 五倍は規
 年の記定
 一月金録に
 月額はよ
 月十五日
 よ最振
 月日
 も額口
 の面座
 と金簿

(二)
 がをじ額よに座も係
 非発たにりつにのる
 居行金百算い記と所
 住時額分出て載し得
 者にへのしは又て税
 又おた二た、は振が
 はいだ十金前記替源
 外てし・額記録口泉、
 国取、三か(一)さ座徵そ
 法得当一らのれ簿収の
 人す該五當算る中さ利
 でる國を該式ものれ子
 あ者債乗金にの口るに

二十九八七六
十十五

十四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

初
期
利
子

平財日額平利てを毎
成務本面成子、支年
二十大銀金五をそ払三
十五大臣行額十支の期月
からか百四払日と二
年一月年う以し十
通知に九。前、日
つ月六各及
十五をき二月支び
日受け百十間払九
日受けた者円日に期月
屬に二すお十
るい日

規下は期た期平
額面金額 $\times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}$ 定、が金と成額け
す次そ銀額し二、十を控
る号の行支次五
期及翌休支払の年外しは
日び営業う算三月するこ
に第業日。式月に税法金額
つ十日につににたに二十
い六ににたにに當だよ
て号支當だよ
同に払たしり日
じ。おうる、算を
いへと支出支
て以き払し払